

私設取引システム取引説明書 新旧対照表(平成 26 年 4 月 14 日)

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>P6</p> <p>4. 取引ルール</p> <p>10. 売買単位</p> <p>原則として、発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株(口)単位とします。</p> <p>ただし、上場取引所での売買単位が 10 株(口)未満かつ基準値段が 6,000 円未満の銘柄(制限値幅の下限が拡大されている場合は、基準値段が 6,000 円以上であっても制限値幅の下限値が 5,000 円未満となるものを含む)については、PTS 第 1 市場(J-Market)における当該銘柄の売買単位を 10 株(口)単位とします。</p> <p align="right">(平成 26 年 4 月 14 日)</p>	<p>4. 取引ルール</p> <p>10. 売買単位</p> <p>原則として、発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株単位とします。</p> <p>ただし、上場取引所での売買単位が 10 株未満かつ基準値段が 6,000 円未満の銘柄(制限値幅の下限が拡大されている場合は、基準値段が 6,000 円以上であっても制限値幅の下限値が 5,000 円未満となるものを含む)については、PTS 第 1 市場(J-Market)における<u>デイトム・セッション</u>の場合は当該銘柄の売買単位を 10 株単位とし、<u>ナイトタイム・セッション</u>の場合は当該銘柄の注文を受け付けないこととします。</p> <p align="right">(平成 26 年 1 月 14 日)</p>

以上